

# 埼玉県立大学大学院教務委員会規程

平成24年4月1日

規程第127号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年規則第6号）第21条第2項の規定に基づき、埼玉県立大学大学院教務委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、研究科長の職務を補佐するため、次の各号に掲げる事項のうち大学院に関するものを審議する。

- 一 教育課程及び授業に関する事項
- 二 試験及び単位の認定に関する事項
- 三 時間割に関する事項
- 四 科目等履修生、研究生、研修生、特別聴講学生及び聴講生の入学又は受入れに係る審査に関する事項
- 五 非常勤講師の採用に関する事項
- 六 その他教務に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究科長が指名する教員（博士前期課程各専修2名（看護学科2名、理学療法学科1名、作業療法学科1名、社会福祉子ども学科1名、健康開発学科1名）及び共通教育科1名とする。ただし、各専修の担当教員2名のうち1名以上の教員及び共通教育科所属の教員は博士後期課程の担当教員であることとする。）
- 二 教務・入試担当部長
- 三 その他研究科長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第1号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、研究科長が推薦する教員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長としてあらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員会が特に重要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(関係職員の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ関係職員を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。  
(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局教務・入試担当が行う。  
(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。  
附 則  
(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)

1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定に関わらず、平成31年3月31日までの間、委員会は、研究科長の職務を補佐するため、同条に定められた事項を審議するものとする。

附 則  
(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程改正後最初の第3条に定める委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、1年とする。

附 則  
(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。